発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2021年12月27日
【発行者の名称】	株式会社デンタス（DENTAS CO.,LTD.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　河野　恭佑
【本店の所在の場所】	徳島県徳島市問屋町48番地
【電話番号】	088-657-3115
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長　大﨑　隆
【担当J-Adviserの名称】	宝印刷株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　堆 誠一郎
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目28番８号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/
【電話番号】	03-3971-3392
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所　TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社デンタス https://www.dentas.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

１．TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第３ ４【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２．発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第１項第１号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３．TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

４．東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第１ 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第24期中	第25期中	第26期中	第24期	第25期
会計期間		自 2019年４月１日 至 2019年９月30日	自 2020年４月１日 至 2020年９月30日	自 2021年４月１日 至 2021年９月30日	自 2019年４月１日 至 2020年３月31日	自 2020年４月１日 至 2021年３月31日
売上高	(千円)	216,745	168,598	184,251	427,091	361,420
経常損失(△)	(千円)	△35,345	△1,949	△46,822	△51,029	△602
親会社株主に帰属する中間（当期）純損失(△)	(千円)	△71,387	△10,389	△43,081	△87,694	△16,158
中間包括利益又は包括利益	(千円)	△70,952	△12,242	△47,008	△89,325	△21,516
純資産額	(千円)	△102,629	41,573	75,291	53,816	32,300
総資産額	(千円)	276,155	311,084	737,424	246,521	314,359
１株当たり純資産額	(円)	△279.89	△363.40	△244.73	△330.01	△388.68
１株当たり中間（当期）純損失(△)	(円)	△194.93	△28.33	△111.00	△239.31	△44.06
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	(円)	―	―	―	―	―
自己資本比率	(%)	△37.2	13.4	6.7	21.8	10.3
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	13,743	△754	8,515	1,416	△8,979
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△2,097	△5,269	△213,780	△1,358	△7,010
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	1,865	85,599	278,358	4,555	85,168
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	(千円)	18,439	89,089	151,779	9,546	78,700
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	(名)	60〔９〕	56〔９〕	66〔55〕	58〔８〕	53〔８〕

（注）１．潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
２．従業員数は就業人員であり、臨時雇用人員は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
３．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を第26期中間連結会計期間の期首から適用しており、第26期中間連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社の連結子会社である株式会社DSソリューションがアイオニック株式会社の株式76.9%を取得したため、アイオニック株式会社を連結の範囲に含めております。これにより、当中間連結会計期間より、同社のオーラルケア製品の製造販売事業が当社グループの事業に加わっております。なお、本件子会社化は当中間連結会計期間末である2021年９月30日をみなし取得日とするものであり、同事業の経営成績は中間連結財務諸表には反映されておりません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下の会社が新たに当社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金(千円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社 DSソリューション (注) 2	東京都品川区荏原	65,000	アイオニック株式会社買収のための投資目的会社	76.9	役員の兼任 １名
(連結子会社) アイオニック株式会社 (注) 3	千葉県流山市名都借	65,000	オーラルケア製品の製造販売	100.0 (100.0) (注) 4、5	役員の兼任 ４名

(注) １．有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

２．2021年４月６日付で、アイオニック株式会社買収のための投資目的会社として株式会社DSソリューションを株式会社シケンとの共同出資により設立し、連結子会社としております。

３．2021年６月28日付で、アイオニック株式会社の株式を取得し、連結子会社としております。また同社は、特定子会社に該当しております。

４．議決権所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

５．株式については、株式会社DSソリューションが所有しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年９月30日現在

従業員数（名）	66〔55〕

(注) １．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

２．アイオニック株式会社の子会社化に伴い、同社の従業員として13名、臨時雇用者として47名が増加しております。

３．当社グループは、当中間連結会計期間においては歯科技工関連事業の単一セグメントであるため、セグメントに関連づけた記載はしておりません。

(2) 発行者の状況

2021年９月30日現在

従業員数(名)	31〔2〕

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３ 【事業の状況】

１ 【業績等の概要】

（１）業績

当中間連結会計期間において、世界経済は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大により大幅なマイナス成長となったものの、ワクチン接種率の増加に伴い、特に欧米諸国では徐々に回復の兆しが見えております。また我が国経済においては、変異株の発生による感染再拡大により一部地域において実施していた再度の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が本年９月30日をもって解除されたものの、感染再拡大の懸念は当面続くものと考えられ、いまだ先行きは不透明であります。

また、当社グループが事業を営む歯科技工業界においても、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響による歯科クリニックの患者数減少に伴う受注の減少傾向が残るものの、徐々に回復の兆しがみられております。

こうした事業環境のもと、当社グループは引き続き経営体制の見直しと共に、赤字の早期解消に向けて経費の全面的な見直し、歯科技工現場における原価圧縮施策等の経営合理化を行うとともに、営業注力先の見直しや受注増に向けての技工現場ラインの見直し、取扱商品の見直し等に注力して参りました。

このような状況下、当中間連結会計期間における売上高は184,251千円（前年同期比9.3％増）、営業損失は41,644千円（前中間連結会計期間は営業損失29,195千円）、経常損失は46,822千円（前中間連結会計期間は経常損失1,949千円）、親会社株主に帰属する中間純損失は43,081千円（前中間連結会計期間は親会社株主に帰属する中間純損失10,389千円）となりました。

(ｱ)売上高

売上高は184,251千円となり、前中間連結会計期間と比較して15,653千円(前年同期比9.3％増)増加しました。これは主として、新型コロナウイルス感染症の影響により発生していた、歯科技工売上減少の段階的な回復によるものであります。

(ｲ)販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は81,954千円となり、前中間連結会計期間と比較して21,198千円（前年同期比34.9％増）増加しました。これは主として、アイオニック株式会社の子会社化に伴うＭ＆Ａ関連費用の計上によるものであります。

(ｳ)営業利益

(ｱ)～(ｲ)の結果、41,644千円の営業損失となり、前中間連結会計期間と比較して12,448千円の損失増加（前中間連結会計期間は営業損失29,195千円）となりました。

(ｴ)営業外損益

営業外収益は10,958千円となりました。これは主に、雇用調整助成金による助成金収入9,849千円を計上したことによるものであります。また、営業外費用は16,136千円となりました。これは、主にＭ＆Ａに伴う金融機関に対するシンジケートローン手数料11,000千円及び支払利息5,135千円の計上によるものであります。

(ｵ)経常利益

(ｳ)～(ｴ)の結果、46,822千円の経常損失となり、前中間連結会計期間と比較して44,873千円の損失増加（前中間連結会計期間は経常損失1,949千円）となっております。

(ｶ)法人税等

法人税、住民税及び事業税を215千円、法人税等調整額を△30千円それぞれ計上しております。

（2）キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末と比較して73,078千円増加し、151,779千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、獲得した資金は8,515千円となりました（前中間連結会計期間は使用した資金754千円）。これは主に、売上債権が55,135千円減少する一方で、税金等調整前中間純損失の計上46,822千円及び仕入債務の減少8,168千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は213,780千円となりました（前中間連結会計期間は使用した資金5,269千円）。これは主に、連結の範囲の変更を伴う関係会社株式の取得による支出214,575千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、獲得した資金は278,358千円となりました（前中間連結会計期間は獲得した資金85,599千円）。これは主に、長期借入れによる収入220,000千円及び株式の発行による収入60,000千円があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは歯科技工関連事業の単一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。

（1）生産実績

当中間連結会計期間における生産実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
歯科技工事業	90,238	△8.4
合計	90,238	△8.4

（注）金額は、製造原価によっております。

（2）仕入実績

当中間連結会計期間における仕入実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
歯科技工商品・製品販売事業	31,668	＋26.6
歯科技工機械販売事業	12,825	＋0.0
合計	44,493	＋17.6

（注）金額は、仕入価格によっております。

（3）受注実績

歯科技工事業において受注生産を行っておりますが、受注から引き渡しまでの期間が短いことから、記載を省略しております。

（４）販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
歯科技工商品・製品販売事業	31,351	＋25.9
歯科技工事業	128,447	＋2.4
歯科技工機械販売事業	24,452	＋33.7
合計	184,251	＋9.3

（注）主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	販売高（千円）	割合（%）	販売高（千円）	割合（%）
株式会社シケン	87,019	51.6	100,103	54.3

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等について、当中間連結会計期間における重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

2021年６月28日提出の発行者情報に記載した事業等のリスクに加えて、アイオニック株式会社の子会社化に伴い、下記のリスクが発生しております。

・不当表示等のリスク

アイオニック株式会社において製造販売するオーラルケア製品については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（薬機法）及び「家庭用品品質表示法」等の規制を受けております。

同社のイオン歯ブラシは、内蔵されたリチウム電池から10～50マイクロアンペア（100万分の10～50アンペア）の微弱電流（マイナスイオン）を流して、虫歯・歯周病・口臭の原因となる「歯垢」を効率的に取り除く歯ブラシであり、歯科医師の協力による臨床試験を実施しておりますが、当該商品の効果につき広告及び表示において不当表示（優良誤認表示）等、薬機法または家庭用品品質表示法に抵触する事象の発生や今後予期せぬ法律規制強化等があった場合には、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

また、以下の重要事象等が存在しています。

（１）継続企業の前提に関する事項

当社グループは、前連結会計年度において、重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上し、また、当中間連結会計期間においても、営業損失41,644千円、経常損失46,822千円、親会社株主に帰属する中間純損失43,081千円を計上しております。

当該状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは当該状況を解消し又は改善すべく、以下の対応策に取り組み、安定した収益基盤の確立、コスト削減および資金調達等による、財務基盤の強化を目指してまいります。

具体的には次のとおりであります。

１．2021年６月28日付で、アイオニック株式会社を子会社化しております。同社は主にイオン歯ブラシの製造販売を行っており、歯科医院向け商材他、新たな収益源となる新規ビジネスを模索していた当社グループと同社との連携によって、収益基盤の拡大とシナジー効果の創出に努めてまいります。

２．主要取引先であり、前述のアイオニック株式会社への共同出資を実施した株式会社シケンと引き続き緊密に連携し、収益拡大を図ってまいります。

３．人件費を含めた経費の全面的見直しを実施、不採算部門の縮小等リストラクチャリングを積極的に推進し、キャッシュ・フローの最大化を目指してまいります。

４．財務状態の改善を目指し、新たなファイナンスの検討を実施、同時に借入金等その他の資金調達についても進めてまいります。

以上の対応策を中心とした経営の効率化を図り、安定的な収益基盤を構築すべく努めてまいります。

しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、計画が全て順調に推移するとは限らず、不測の事態も考えられることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、上記のような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表には反映しておりません。

（２）担当J－Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J－Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J－Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ－Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ－Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り１か月)を定めてその義務の履行又は違反

の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J－Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する１か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ－Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J－Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

＜J－Adviser契約上の義務＞
・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ－Adviser契約を解除することができるものと定められております。

①債務超過
当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後１年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、１年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「２年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産活法第２条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、２年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。
なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の（ａ）及び（ｂ）に定める書面に基づき行うものとする。
（ａ）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面
イ　法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
ロ　産活法第２条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合
当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
ハ　私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
（ｂ）本条柱書に規定する１年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面
②銀行取引の停止
当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。
③破産手続、再生手続又は更生手続
当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になった

と同社が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ　当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）

ｃ　当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、当社が次のａからｃまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

ａ　次の（ａ）又は（ｂ）に定める場合に従い、当該（ａ）又は（ｂ）に定める事項に該当すること。

（ａ）当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（ｂ）当社が前号ｃに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

ｂ　当該再建計画に次の（ａ）及び（ｂ）に掲げる事項が記載されていること。

（ａ）　TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

（ｂ）　前ａの（ａ）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（ｂ）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

ｃ　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

ａ　当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（ａ）又は（ｂ）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日

（ａ）　TOKYO PRO Marketの上場株券等

（ｂ）　特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

ｂ　当社が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

ｃ　当社が、ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第３号ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（ⅰ　非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅰの２　非上場会社を子会社とする株式交付、ⅱ　会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅲ　非上場会社からの事業の譲受け、ⅳ　会社分割による他の者への事業の承継、ⅴ　他の者への事業の譲渡、ⅵ　非上場会社との業務上の提携、ⅶ　第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅷ　その他非上場会社の吸収合併又はⅰからⅶまでと同等の効果をもたらすと認

められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

ａ　当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

ｂ　当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

当社が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

ａ　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

ｂ　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

ｃ　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

ｄ　TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

ｅ　TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

ｆ　議決権の比率が300％を超える第三者割当に係る決議又は決定。

ｇ　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

＜J－Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

当社と同社とのJ－Adviser契約において、当該契約解除に係る事前催告について、下記のとおり定められております。

①当社又は同社が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り１カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

②前項の定めに関わらず、当社及び同社は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、当社又は同社から相手方に対し、１カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

③本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、同社は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解除に繋がる可能性のある事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

2021年６月10日開催の当社取締役会において、アイオニック株式会社の株式を取得して子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結、同年６月28日付で株式を取得しました。詳細は「第６【経理の状況】１【中間連結財務諸表】【注記事項】（企業結合等関係）」をご参照ください。

6 【研究開発活動】

当中間連結会計期間において、特記すべきものはありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

（１）重要な会計方針及び見積り

当社の中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

（２）財政状態の分析

資産、負債および純資産の状況

当中間連結会計期間末における、資産、負債および純資産の状況は、次のとおりです。

(ｱ)流動資産

流動資産は504,995千円となり、前連結会計年度末と比較して294,448千円増加しました。

主な科目の増減及び増減理由は次のとおりです。

・現金及び預金が73,078千円増加しました。

これは主に、新規連結対象となったアイオニック株式会社の現金及び預金が加わったことによるものであり

ます。

・電子記録債権が新たに30,186千円発生しました。

これは主に、アイオニック株式会社が連結対象となったことにより発生したものであります。

・商品及び製品が41,446千円、並びに原材料及び貯蔵品が109,163千円増加しました。

これは主に、アイオニック株式会社が連結対象となったことにより増加したものであります。

(ｲ)固定資産

固定資産は232,429千円となり、前連結会計年度末と比較して128,618千円増加しました。

主な科目別の増減及び増減理由は次のとおりです。

・有形固定資産は93,133千円増加しました。

これは主に、アイオニック株式会社が連結対象となったことにより増加したものであります。

・無形固定資産が36,188千円増加しました。

これは主に、アイオニック株式会社の株式取得に伴うのれんの計上によるものであります。

・投資その他の資産が703千円減少しました。

これは主に、長期貸付金の回収によるものであります。

(ｳ)流動負債

流動負債は183,615千円となり、前連結会計年度末と比較して102,274千円増加しました。

主な科目別の増減は次のとおりです。

・アイオニック株式会社の連結に伴い支払手形及び買掛金が26,099千円増加しました。

・新規借入により、一年内返済予定の長期借入金が45,050千円増加しました。

(ｴ)固定負債

固定負債は478,517千円となり、前連結会計年度末と比較して277,799千円増加しました。

主な科目別の増減及び増減理由は次のとおりです。

・長期借入金が257,775千円増加しました。

これは主に、金融機関からの新規借入によるものであります。

・アイオニック株式会社の連結に伴い、退職給付に係る負債が21,383千円増加しました。

(ｵ)純資産

純資産は75,291千円となり、前連結会計年度末と比較して42,991千円増加しました。

これは主に、増資により資本金及び資本準備金がそれぞれ30,000千円増加したこと、及び株式会社DSソリューションを新たに連結の範囲に含めたことに伴い非支配株主持分26,074千円が計上された一方、親会社株主に帰属する中間純損失43,081千円の計上によるものです。

なお、2021年８月13日を効力発生とする減資を実施しており、これにより資本金が199,025千円及び資本準備金が183,008千円それぞれ減少し、利益剰余金が382,034千円増加しております。

（３）経営成績の分析

「第一部【企業情報】第３【事業の状況】１【業績等の概要】（１）業績」をご参照ください。

（４）キャッシュ・フローの状況の分析

「第一部【企業情報】第３【事業の状況】１【業績等の概要】（２）キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

（５）継続企業の前提に関する事項

「第一部【企業情報】第３【事業の状況】４【事業等のリスク】」をご参照ください。

第４ 【設備の状況】

１ 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、アイオニック株式会社を連結子会社化したことにより、同社の工場等が新たに当社グループの主要な設備となりました。当該設備の状況は次のとおりであります。

国内子会社

アイオニック株式会社

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	合計	
本社 (千葉県流山市)	本社設備	35,479	0	837	25,797 (706.25)	62,114	11
工場 (千葉県流山市)	工場設備	9,533	42,596	10,804	－	62,934	49

２ 【設備の新設、除却等の計画】

前連結会計年度末において、計画中または実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第５ 【発行者の状況】

１ 【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	中間連結会計期間末現在発行数（株）（2021年９月30日）	公表日現在発行数（株）（2021年12月27日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,132,800	726,134	406,666	406,666	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
A種種類株式	250,000	128,598	121,402	121,402	―	（注）１、２
計	1,382,800	854,732	528,068	528,068	―	―

（注） １．A種種類株式は、現物出資（デット・エクイティ・スワップ 174,818千円）によって発行されたものであります。

２．当社定款に規定しているA種種類株式の内容は、次のとおりであります。

剰余金の配当（第11条の１）

当会社は、Ａ種種類株式を有する株主（以下「Ａ種種類株主」という。）及びＡ種種類株式の登録株式質権者（以下「Ａ種種類登録株式質権者」という。）に対しては、配当を行わない。

残余財産の分配（第11条の２）

当会社は、残余財産を分配するときは、Ａ種種類株主又はＡ種種類登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、Ａ種種類株式１株につき、Ａ種種類株式１株当たりの払込金額相当額の金銭を支払う。

Ａ種種類株主又はＡ種種類登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

当会社が残余財産の分配を行う額が、Ａ種種類株主又はＡ種種類登録株式質権者に対する残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、Ａ種種類株主又はＡ種種類登録株式質権者に対する残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により残余財産の分配を行う。

議決権（第11条の３）

Ａ種種類株主は株主総会において議決権を有しない。

種類株主総会（第11条の４）

当会社は、法令に別段の定めがある場合（会社法第322条第３項但書の場合を含む。）を除き、Ａ種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議（会社法第322条第１項の規定による決議を含む。）を要しない。

Ａ種種類株式の併合又は分割、募集新株、新株予約権の割当てを受ける権利等（第11条の５）

当会社は、株式の併合をするときは、普通株式及びＡ種種類株式ごとに同時に同一の割合で併合する。

当会社は、株式の分割をするときは、普通株式及びＡ種種類株式の種類ごとに、同時に同一の割合で分割する。

当会社は、当会社の株主に株式の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式を、Ａ種種類

株主にはＡ種種類株式を、それぞれ同時に同一の割合で割当てる。
当会社は、当会社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、Ａ種種類株主にはＡ種種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
当会社は、当会社の株主に新株予約権の無償割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、Ａ種種類株主にはＡ種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
当会社は、当会社の株主に募集新株予約権の割当てを行うときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを、Ａ種種類株主にはＡ種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。

普通株式を対価とする取得請求権（第11条の６）
Ａ種種類株主は、Ａ種種類株式発行後、2022年３月31日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）以降はいつでも当会社に対して、以下に定める算定方式に従って算出される数の当会社の普通株式を対価として、その有するＡ種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとする。
Ａ種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るＡ種種類株式の数に本条第３項に定める取得比率（但し、本条第４項の規定により調整される。）を乗じて得られる数とする。なお、Ａ種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に１株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第３項に定める金銭の交付はしない。
取得比率は、当初、１とする。
（取得比率の調整）
(a)当会社は、Ａ種種類株式の発行日後、本項(b)に掲げる各事由により当会社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得比率調整式」という。）により取得比率を調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

(b)取得比率調整式により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。
①本項(c)②に定める時価を下回る払込金額をもって当会社普通株式を新たに発行又は処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当会社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合、会社分割、株式交換又は合併による場合を除く。）、調整後取得比率は、払込期日（無償割当ての場合は効力発生日とし、募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。
②株式分割により当会社普通株式を発行する場合、調整後取得比率は、株式分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。
③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項(c)②に定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は本項(c)②に定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含

む。）、調整後取得比率は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初取得比率によって請求又は行使されて当会社普通株式が交付されたものとみなして取得比率調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

④当会社の発行した取得条項付種類株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項(c)②に定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式を交付する場合、調整後取得比率は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本項(b)①乃至③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当会社の機関の承認を条件としているときは、本項(b)①乃至③の定めに関わらず、調整後行使比率は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

(c)取得比率調整式の計算については、次に定めるところによる。

①円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入する。

②取得比率調整式で使用する時価は、調整後取得比率を適用する日（但し、本項(b)⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当会社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）又は、調整後取得比率を適用する日の直前取引日の終値のいずれか高いものを使用する。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

なお、取引がその間ない場合は、直近の気配値若しくは、その直前に発行された普通株式の発行価額を使用する。

③取得比率調整式で使用する当会社の既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後取得比率を適用する日の１ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。また、本項(b)②の場合には、取得比率調整式で使用する「新発行・処分普通株式数」は、基準日における当会社の有する当会社普通株式に割当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。

(d)本項(b)の取得比率の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、必要な取得比率の調整を行う。

①株式の併合、当会社を存続会社とする合併、当会社を承継会社とする吸収分割、当会社を完全親会社とする株式交換のために取得比率の調整を必要とするとき。

②その他当会社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とするとき。

③取得比率を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後取得比率の算出にあたり使用すべき発行済株式数につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(e)本項に定めるところにより取得比率の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前取得比率、調整後取得比率及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までにＡ種種類株主に通知する。但し、本項(b)②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

Ａ種種類株式の譲渡の制限（第11条の７）

譲渡によるＡ種種類株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【ＭＳＣＢ等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2021年６月25日（注）１	40,000	528,068	30,000	267,009	30,000	213,008
2021年８月13日（注）２	―	528,068	△199,025	67,984	△183,008	30,000

（注）１．有償第三者割当　普通株式40,000株
発行価格1,500円　資本組入額750円
主な割当先　河野恭佑

２．2021年６月25日開催の定時株主総会に基づき、2021年８月13日付で資本金及び資本準備金を減少させ、その他資本剰余金に振替えた後、欠損の填補を行っております。

（６）【大株主の状況】

所有株式数別

2021年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
河野　恭佑	千葉県船橋市	158,266	29.97
ヴァイタルプラス株式会社	東京都世田谷区等々力四丁目１番１号	47,222	8.94
村口　和孝	東京都世田谷区	24,393	4.62
有田　道生	東京都武蔵野市	23,498	4.45
日本テクノロジーベンチャーパートナーズＥ１号有限責任事業組合	東京都世田谷区等々力四丁目１番１号	21,954	4.16
柳下技研株式会社	埼玉県和光市中央２丁目１－８	20,000	3.79
株式会社ギコウ	福岡県春日市春日公園７丁目８２番地	19,200	3.64
三上　智彦	千葉県市川市	17,000	3.22
株式会社メインティース	大分県大分市大字片島４３７番地の１	15,039	2.85
株式会社シケン	徳島県小松島市芝生町字西居屋敷55番地１	13,930	2.64
計	―	360,502	68.27

（注）　１．2020年３月に発行したA種種類株式が含まれております。

２．A種種類株式を有する株主は、当社の株主総会における議決権を有しておりません。

３．2021年６月25日を払込期日とする第三者割当増資（普通株式40,000株、割当先 河野恭佑）を実施しております。

所有議決権数別

2021年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数（個）	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合（％）
河野　恭佑	千葉県船橋市	1,582	38.92
柳下技研株式会社	埼玉県和光市中央２丁目１番８号	200	4.92
株式会社ギコウ	福岡県春日市春日公園７丁目８２番地	192	4.72
三上　智彦	千葉県市川市	170	4.18
村口　和孝	東京都世田谷区	151	3.71
有田　道生	東京都武蔵野市	116	2.85
泊　健一	徳島県徳島市	105	2.58
未来つなぐ基金株式会社	東京都中央区京橋２丁目２－１ 京橋エドグラン１９階	100	2.46
三木　康弘	徳島県徳島市	70	1.72
藤田　恭嗣	徳島県那賀郡	67	1.65
株式会社テクノリンク	新潟県新潟市秋葉区荻島２丁目３０－１５	67	1.65
計	―	2,820	69.37

（注）当社は単元株制度を採用しており、１単元の株式数は100株であります。

（７）【議決権の状況】

①　【発行済株式】

2021年９月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種種類株式 121,402	―	「１．株式等の状況（１）株式の総数等」に記載のとおりであります。
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	―	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 406,500	4,065	「１．株式等の状況（１）株式の総数等」に記載のとおりであります。
単元未満株式	166	―	―
発行済株式総数	528,068	―	―
総株主の議決権	―	4,065	―

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	2021年４月	2021年５月	2021年６月	2021年７月	2021年８月	2021年９月
最高（円）	―	―	―	―	―	―
最低（円）	―	―	―	―	―	―

１．最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）におけるものであります。

２．2021年４月から９月については、売買実績がありません。

3 【役員の状況】

該当事項はありません。

第６ 【経理の状況】

１．中間連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しております。

(2) 中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

２．監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の中間連結財務諸表について、監査法人ハイビスカスの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 中間連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年３月31日)	当中間連結会計期間 (2021年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	78,700	151,779
受取手形及び売掛金	95,509	107,927
電子記録債権	―	30,186
商品及び製品	19,197	60,643
仕掛品	1,143	7,752
原材料及び貯蔵品	8,951	118,114
その他	9,763	29,655
貸倒引当金	△2,720	△1,064
流動資産合計	210,547	504,995
固定資産		
有形固定資産		
建物	83,906	218,164
減価償却累計額	※２ △48,121	※２ △159,836
建物(純額)	※１ 35,785	※１ 58,328
機械装置及び運搬具	162,955	272,249
減価償却累計額	※２ △152,558	※２ △220,291
機械装置及び運搬具(純額)	10,397	51,959
工具、器具及び備品	50,575	307,036
減価償却累計額	※２ △49,266	※２ △294,238
工具、器具及び備品(純額)	1,309	12,798
リース資産	43,065	20,786
減価償却累計額	※２ △33,908	※２ △14,167
リース資産(純額)	9,157	6,619
土地	※１ 41,947	※１ 62,024
有形固定資産合計	98,595	191,728
無形固定資産		
のれん	―	28,701
ソフトウエア	―	7,486
無形固定資産合計	―	36,188
投資その他の資産		
破産更生債権等	10,570	10,570
その他	5,215	4,512
貸倒引当金	△10,570	△10,570
投資その他の資産合計	5,215	4,512
固定資産合計	103,811	232,429
資産合計	314,359	737,424

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2021年３月31日）	当中間連結会計期間 （2021年９月30日）
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	28,572	54,671
一年内返済予定の長期借入金	※１ 11,815	※１ 56,865
リース債務	4,489	2,044
未払金	17,549	25,770
未払法人税等	4,466	485
未払消費税等	10,417	5,066
前受金	465	8,310
賞与引当金	―	8,760
その他	3,566	21,641
流動負債合計	81,341	183,615
固定負債		
長期借入金	※１ 191,336	※１ 449,111
リース債務	6,232	5,210
繰延税金負債	764	733
退職給付に係る負債	―	21,383
資産除去債務	2,040	2,040
その他	344	39
固定負債合計	200,718	478,517
負債合計	282,059	662,133
純資産の部		
株主資本		
資本金	237,009	67,984
資本剰余金	183,008	30,000
利益剰余金	△391,406	△52,453
株主資本合計	28,612	45,530
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	3,688	3,685
その他の包括利益累計額合計	3,688	3,685
非支配株主持分	―	26,074
純資産合計	32,300	75,291
負債純資産合計	314,359	737,424

（２）中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

中間連結損益計算書

（単位：千円）

	前中間連結会計期間 （自　2020年４月１日 至　2020年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2021年４月１日 至　2021年９月30日）
売上高	168,598	184,251
売上原価	137,038	143,941
売上総利益	31,559	40,310
販売費及び一般管理費	※１　60,755	※１　81,954
営業損失（△）	△29,195	△41,644
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	2	2
為替差益	2,217	7
貸倒引当金戻入額	9,844	―
作業くず売却益	2,897	―
助成金収入	10,014	9,849
給付金収入	3,762	―
その他	522	1,097
営業外収益合計	29,263	10,958
営業外費用		
支払利息	1,705	5,135
棚卸資産廃棄損	296	―
シンジケートローン手数料	―	11,000
その他	14	0
営業外費用合計	2,017	16,136
経常損失（△）	△1,949	△46,822
特別損失		
固定資産除却損	0	0
減損損失	※２　8,394	―
特別損失合計	8,394	0
税金等調整前中間純損失（△）	△10,344	△46,822
法人税、住民税及び事業税	198	215
法人税等調整額	△152	△30
法人税等合計	45	184
中間純損失（△）	△10,389	△47,006
非支配株主に帰属する中間純損失（△）	―	△3,925
親会社株主に帰属する中間純損失（△）	△10,389	△43,081

中間連結包括利益計算書

（単位：千円）

	前中間連結会計期間 （自　2020年４月１日 至　2020年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2021年４月１日 至　2021年９月30日）
中間純損失（△）	△10,389	△47,006
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△1,852	△2
その他の包括利益合計	△1,852	△2
中間包括利益	△12,242	△47,008
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	△12,242	△43,083
非支配株主に係る中間包括利益	―	△3,925

（３）中間連結株主資本等変動計算書

前中間連結会計期間(自　2020年４月１日　至　2020年９月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	237,009	183,008	△375,248	44,770
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する中間純損失（△）			△10,389	△10,389
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	―	―	△10,389	△10,389
当中間期末残高	237,009	183,008	△385,638	34,380

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	9,046	9,046	53,816
当中間期変動額			
親会社株主に帰属する中間純損失（△）			△10,389
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,852	△1,852	△1,852
当中間期変動額合計	△1,852	△1,852	△12,242
当中間期末残高	7,193	7,193	41,573

当中間連結会計期間(自　2021年４月１日　至　2021年９月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	237,009	183,008	△391,406	28,612
当中間期変動額				
新株の発行	30,000	30,000		60,000
資本金から剰余金への振替	△199,025	199,025		―
欠損填補		△382,034	382,034	―
親会社株主に帰属する中間純損失（△）			△43,081	△43,081
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	△169,025	△153,008	338,952	16,918
当中間期末残高	67,984	30,000	△52,453	45,530

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	3,688	3,688	―	32,300
当中間期変動額				
新株の発行				60,000
資本金から剰余金への振替				―
欠損填補				―
親会社株主に帰属する中間純損失（△）				△43,081
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△2	△2	26,074	26,072
当中間期変動額合計	△2	△2	26,074	42,991
当中間期末残高	3,685	3,685	26,074	75,291

（4）中間連結キャッシュ・フロー計算書

（単位：千円）

	前中間連結会計期間 （自　2020年４月１日 至　2020年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2021年４月１日 至　2021年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純損失（△）	△10,344	△46,822
減価償却費	5,785	4,885
減損損失	8,394	－
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△11,708	△1,655
棚卸資産廃棄損	296	－
受取利息及び受取配当金	△3	△3
助成金収入	△10,014	△9,849
給付金収入	△3,762	－
支払利息	1,705	5,135
シンジケートローン手数料	－	11,000
固定資産除却損	0	0
売上債権の増減額（△は増加）	24,835	55,135
棚卸資産の増減額（△は増加）	1,747	2,280
仕入債務の増減額（△は減少）	△3,251	△8,168
為替差損益（△は益）	△2,217	△7
その他	△9,496	△5,624
小計	△8,034	6,305
利息及び配当金の受取額	3	2
助成金の受取額	5,746	11,806
給付金の受取額	3,762	－
利息の支払額	△1,885	△5,132
法人税等の支払額	△346	△4,466
営業活動によるキャッシュ・フロー	△754	8,515
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△5,419	△135
連結の範囲の変更を伴う関係会社株式の取得に伴う支出	－	△214,575
その他	150	930
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,269	△213,780
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	100,000	220,000
長期借入金の返済による支出	△8,255	△17,175
リース債務の返済による支出	△3,179	△3,466
株式の発行による収入	－	60,000
非支配株主からの払込による収入	－	30,000
シンジケートローン手数料の支払額	－	△11,000
その他	△2,966	－
財務活動によるキャッシュ・フロー	85,599	278,358
現金及び現金同等物に係る換算差額	△31	△14
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	79,543	73,078
現金及び現金同等物の期首残高	9,546	78,700
現金及び現金同等物の中間期末残高	※　89,089	※　151,779

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

当社グループは、前連結会計年度において、重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上し、また、当中間連結会計期間においても、営業損失41,644千円、経常損失46,822千円、親会社株主に帰属する中間純損失43,081千円を計上しております。

当該状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは当該状況を解消し又は改善すべく、以下の対応策に取り組み、安定した収益基盤の確立、コスト削減および資金調達等による、財務基盤の強化を目指してまいります。

具体的には次のとおりであります。

１．2021年６月28日付で、アイオニック株式会社を子会社化しております。同社は主にイオン歯ブラシの製造販売を行っており、歯科医院向け商材他、新たな収益源となる新規ビジネスを模索していた当社グループと同社との連携によって、収益基盤の拡大とシナジー効果の創出に努めてまいります。

２．主要取引先であり、前述のアイオニック株式会社への共同出資を実施した株式会社シケンと引き続き緊密に連携し、収益拡大を図ってまいります。

３．人件費を含めた経費の全面的見直しを実施、不採算部門の縮小等リストラクチャリングを積極的に推進し、キャッシュ・フローの最大化を目指してまいります。

４．財務状態の改善を目指し、新たなファイナンスの検討を実施、同時に借入金等その他の資金調達についても進めてまいります。

以上の対応策を中心とした経営の効率化を図り、安定的な収益基盤を構築すべく努めてまいります。

しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、計画が全て順調に推移するとは限らず、不測の事態も考えられることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、上記のような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表には反映しておりません。

（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

１．連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

４社

連結子会社の名称

Cebu Dentas International,Inc.

有限会社マリンデンタル

株式会社DSソリューション

アイオニック株式会社

（注）当中間連結会計期間より、新たに設立した株式会社DSソリューション、及び新たに子会社化したアイオニック株式会社を連結の範囲に含めております。なお、アイオニック株式会社については、当社の中間連結会計期間末である2021年９月30日をみなし取得日とし、当中間連結会計期間においては貸借対照表のみを連結しております。

２．持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はないため、持分法の適用はありません。

３．連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社のうち、Cebu Dentas International,Inc.及びアイオニック株式会社の中間決算日は、それぞれ６月30日及び７月31日であります。中間連結財務諸表の作成に当たっては、中間連結決算日現在で実施した仮決算に基づく

中間財務諸表を使用しております。なお、その他の連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

４．会計方針に関する事項

（１）重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品・製品・原材料

主として総平均法

（２）重要な減価償却資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

建物	６年～39年
機械装置及び運搬具	２年～12年
工具、器具及び備品	２年～８年

②　無形固定資産（リース資産及びのれんを除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウエア（自社利用分）　５年（社内における利用可能期間）

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（３）重要な引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金

当社は賞与引当金を計上する必要はありませんが、一部の連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間連結会計期間に見合う分を計上しております。

（追加情報）

アイオニック株式会社を新たに連結子会社としたことにより、当中間連結会計期間より賞与引当金を計上しております。

（４）退職給付に係る会計処理の方法

当社は退職給付に係る負債を計上する必要はありませんが、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

（追加情報）

アイオニック株式会社を新たに連結子会社としたことにより、当中間連結会計期間より退職給付に係る負債を計上しております。

（５）重要な収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる

金額で収益を認識することとしております。但し、当該国内の販売については出荷時点で収益を認識しております。

（６）重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

（７）のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積もり、償却期間を決定したうえで均等償却を行うこととしております。

（８）中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

（９）その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は、一部の取引について顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、返品されると見込まれる製品についての売上高及び売上原価相当額を認識しない方法に変更しており、返品されると見込まれる商品の対価を返金負債として「流動負債」の「その他」に、商品を回収する権利として認識した資産を返品資産として「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、従来の方法と比べて、当中間連結会計期間の売上高、売上原価、営業損失、経常損失、税金等調整前中間純損失に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

（表示方法の変更）

（時価の算定に関する会計基準の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価をもって中間連結貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、中間連結財務諸表に与える影響はありません。

（中間連結貸借対照表）

前連結会計年度において独立掲記しておりました「流動資産」の「売掛金」及び「流動負債」の「買掛金」は、当中間連結会計期間にて新たにそれぞれ受取手形及び支払手形が生じることとなったため、当中間連結会計期間より「受取手形及び売掛金」及び「支払手形及び買掛金」に科目名を変更しております。これら表示方法の変更を反映させるため、

前中間連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

（中間連結貸借対照表関係）

※１　担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2021年３月31日）	当中間連結会計期間 （2021年９月30日）
建物	34,997 千円	77,413 千円
土地	35,095 千円	60,892 千円
計	70,092 千円	138,306 千円

	前連結会計年度 （2021年３月31日）	当中間連結会計期間 （2021年９月30日）
一年内返済予定の長期借入金	4,992 千円	48,992 千円
長期借入金	49,797 千円	212,301 千円
計	54,789 千円	261,293 千円

※２　減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

（中間連結損益計算書関係）

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2020年４月１日 至　2020年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2021年４月１日 至　2021年９月30日）
役員報酬	9,510千円	10,854千円
給与手当	19,952千円	17,835千円
支払手数料	1,579千円	24,296千円
支払報酬料	9,738千円	10,586千円
貸倒引当金繰入額	△1,864千円	△1,655千円

※２　減損損失の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2020年４月１日 至　2020年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2021年４月１日 至　2021年９月30日）
建物	3,938千円	―
機械装置及び運搬具	4,456千円	―

（中間連結株主資本等変動計算書関係）

前中間連結会計期間　（自　2020年４月１日　至　2020年９月30日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当中間連結会計期間末
普　通　株　式（株）	366,666	―	―	366,666
A 種 種 類 株 式（株）	121,402	―	―	121,402
合　　計	488,068	―	―	488,068

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間　（自　2021年４月１日　至　2021年９月30日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当中間連結会計期間末
普　通　株　式（株）	366,666	40,000	―	406,666
A 種 種 類 株 式（株）	121,402	―	―	121,402
合　　計	488,068	40,000	―	528,068

（変動理由の概要）

第三者割当増資による増加　40,000株

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2020年４月１日 至　2020年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2021年４月１日 至　2021年９月30日）
現金及び預金	89,089千円	151,779千円
預入期間が３か月を超える定期預金	―　千円	―　千円
現金及び現金同等物	89,089千円	151,779千円

（リース取引関係）

（借主側）

１．ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1)　リース資産の内容

有形固定資産

主として、歯科技工用機器（機械装置及び運搬具）であります。

(2)　リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「４.会計方針に関する事項（２）重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

２．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 （2020年３月31日）	当中間連結会計期間 （2021年９月30日）
一年内	1,488千円	3,700千円
一年超	2,001千円	6,964千円
合計	3,489千円	10,664千円

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2021年３月31日）

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（１）破産更生債権等	10,570		
貸倒引当金（※２）	△10,570		
	－	－	－
資産計	－	－	－
（１）長期借入金（一年内返済予定を含む）	203,151	201,745	△1,405
（２）リース債務（一年内返済予定を含む）	10,721	10,538	△183
負債計	213,872	212,283	△1,588

（※１）現金並びに短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似する預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等については記載を省略しております。

（※２）破産更生債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。

当中間連結会計期間（2021年９月30日）

	中間連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（１）破産更生債権等	10,570		
貸倒引当金（※２）	△10,570		
	－	－	－
資産計	－	－	－
（１）長期借入金（一年内返済予定を含む）	505,976	501,033	△4,942
（２）リース債務（一年内返済予定を含む）	7,255	7,116	△138
負債計	513,231	508,150	△5,081

（※１）現金並びに短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似する預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等については記載を省略しております。

（※２）破産更生債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

（２）時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間連結会計期間（2021年９月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
破産更生債権等	－	－	－	－
資産計	－	－	－	－
長期借入金（１年以内返済予定を含む）	－	501,033	－	501,033
リース債務（１年以内返済予定を含む）	－	7,116	－	7,116
負債計	－	508,150	－	508,150

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

破産更生債権等

担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価とし

ており、レベル３の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル２の時価に分類しております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

当社は、2021年６月10日開催の当社取締役会において、アイオニック株式会社の株式を取得して子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結、同年６月28日付で株式を取得しました。

（１）企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　アイオニック株式会社

事業内容　　オーラルケア製品の開発、製造及び販売

②企業結合を行った主な理由

当社及び連結子会社２社（Cebu Dentas International,Inc.及び有限会社マリンデンタル）からなる当社グループは、これまでCAD/CAM機器や３Dプリンター等のデジタル機器を活用し、歯科技工物生産プロセスの変革と歯科技工業界の活性化を目指してまいりました。

また当社は、昨年より社長をはじめ取締役として歯科医師を招聘し、新規の歯科関連ビジネスの模索と既存の歯科技工関連ビジネスとのシナジー創出に努めてまいりました。

また、被取得企業は、『一本の歯ブラシで、人々のお口の健康を通じて全身の健康を守り、一生笑顔で過ごす「スマイル100才®」の実現に貢献します。』をミッションに掲げ、イオンの効果により歯垢を効率的に落とすイオン歯ブラシのリーディングカンパニーとして国内及び海外へと進出しております。

そこで当社グループにとって本件企業結合は、新たなビジネスモデルの獲得とともに、これまで培ってきた歯科技工における知見と歯科クリニック及び歯科医師とのネットワークを最大限に活かし、当社グループの事業拡大並びに収益力の向上を実現し、企業価値の向上に資するものと考えております。

③企業結合日

2021年６月28日

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称

名称の変更はありません。

⑥取得した議決権比率

76.9%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

（２）被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

株式譲渡先からの強い要望により非開示とさせていただきます。

（３）主な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等　35,487千円

（４）発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額

28,701千円

②発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

③償却方法及び償却期間

内容を精査中であるため、未確定であります。

（５）企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	357,759千円
固定資産	265,295千円
資産合計	623,054千円
流動負債	72,978千円
固定負債	121,383千円
負債合計	194,361千円

（賃貸等不動産関係）

賃貸等不動産の中間貸借対照表計上額及び中間決算日における時価に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「（需要な会計方針）（５）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（1）契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	当中間連結会計期間
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	95,509
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	138,114
契約資産（期首残高）（注）1	－
契約資産（期末残高）（注）1	6,262
契約負債（期首残高）（注）2	
前受金	465
返金負債	－
契約負債（期末残高）（注）2	
前受金	8,310
返金負債	9,886

（注）1．契約資産は主に顧客に引き渡した商品を回収する権利として認識した返品資産であり、中間連結貸借対照表上、流動資産のその他に含めて表示しております。

2．契約負債は主に顧客からの前受金に関するもの及び顧客に渡したうち返品されると見込まれる商品の対価として認識した返金負債であります。中間連結貸借対照表上、前受金は前受金として、また返金負債は流動負債のその他に含めて表示しております。

なお前受金は、収益を認識する際に充当され残高が減少いたします。当中間連結会計期間に認識した収益のうち、期首時点の契約負債（前受金）に含まれていた額は465千円であります。

（2）残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、当中間連結会計期間においては歯科技工関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自　2020年４月１日　至　2020年９月30日)

１．　製品及びサービスごとの情報

	歯科技工商品・製品販売事業	歯科技工事業	歯科技工機械販売事業	合計
外部顧客への売上高（千円）	24,893	125,409	18,295	168,598

２．　地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3． 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
株式会社シケン	87,019

当中間連結会計期間(自　2021年４月１日　至　2021年９月30日)

1． 製品及びサービスごとの情報

	歯科技工商品・製品販売事業	歯科技工事業	歯科技工機械販売事業	合計
外部顧客への売上高（千円）	31,351	128,447	24,452	184,251

2． 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3． 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
株式会社シケン	100,103

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自　2020年４月１日　至　2020年９月30日)

当社グループは、歯科技工関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自　2021年４月１日　至　2021年９月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間(自　2020年４月１日　至　2020年９月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自　2021年４月１日　至　2021年９月30日)

当社グループは、歯科技工関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 （2021年３月31日）	当中間連結会計期間 （2021年９月30日）
１株当たり純資産額	△388.68円	△244.73円
（算定上の基礎）		
純資産の部の合計額（千円）	32,300	75,291
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	174,818	174,818
（うち種類株式の払込金額（千円））	(174,818)	(174,818)
普通株式に係る中間期末（期末）の純資産額（千円）	△142,518	△99,527
１株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末（期末）の普通株式の数（株）	366,666	406,666

１株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 （自　2020年４月１日 至　2020年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2021年４月１日 至　2021年９月30日）
１株当たり中間純損失(△)	△28.33円	△111.00円
（算定上の基礎）		
親会社株主に帰属する中間純損失(△)（千円）	△10,389	△43,081
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失(△)（千円）	△10,389	△43,081
普通株式の期中平均株式数(株)	366,666	388,086

（注）潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（２）【その他】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年12月27日

株式会社デンタス
　取締役会　御中

監査法人ハイビスカス
　札幌事務所
指定社員
業務執行社員　公認会計士　堀　俊介

指定社員
業務執行社員　公認会計士　北村　心子

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第３項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デンタスの2021年４月１日から2022年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2021年４月１日から2021年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社デンタスの2021年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2021年４月１日から2021年９月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する事項に記載されている通り、会社は前連結会計年度において、重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、また、当中間連結会計期間においても、営業損失41,644千円、経常損失46,822千円、親会社株主に帰属する中間純損失43,081千円を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継

続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

・中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上